

○ 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）

（附則第三十条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十条 貯金総額は、一の預金者ごとに、住宅積立郵便貯金及び次項に規定する郵便貯金に係るものを除き千万円、住宅積立郵便貯金につき五十万円を超えてはならない。ただし、次に掲げる法人その他の団体については、この限りでない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）第二条に規定する社会福祉事業を営营する営利を目的としない団体（前二号に該当するものを除く。）</p> <p>②・③ (略)</p>	<p>第十条 貯金総額は、一の預金者ごとに、住宅積立郵便貯金及び次項に規定する郵便貯金に係るものを除き千万円、住宅積立郵便貯金につき五十万円を超えてはならない。ただし、次に掲げる法人その他の団体については、この限りでない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）第二条に規定する社会福祉事業を営营する営利を目的としない団体（前二号に該当するものを除く。）</p> <p>②・③ (略)</p>